

# 調査を行いました



認定要件を満たしていないケースが見受けられました。

速やかに「取消」の手続きをお願いします。

## ★ 健康保険の二重加入について

被扶養者が就職等で、勤め先の健康保険に加入した際に、当共済組合の被扶養者取消の手続を行っていないことで、健康保険の二重加入となっている方が多数います。



最近子供が就職した…



妻がアルバイト先で  
健康保険に加入した…



## 当共済組合へ、被扶養者取消申告書の提出はお済みですか？

提出された「被扶養者取消申告書」により、当共済組合に登録されている被扶養者の資格情報を、取消(資格の喪失)の情報をデータに入力し、更新します。

この喪失データの入力が完了しないまま、他の健康保険や、国民健康保険へ新規に加入した場合、前の資格喪失(取消)の情報が取り込まれていないため、医療機関等では最新の資格情報を確認できず、受診できないことがあります。

受診が可能な場合も、後日、前に加入していた保険者より、総医療費の7割又は8割分が本人に請求されることがありますので、お気を付けください。

## ★ 共済組合からのお願い ★

### ★ 資格確認の添付書類について

資格確認や取消申告書の添付書類については、金額や事実発生日確認のための大変な書類となります。今回の資格確認では、給与や賃金がある場合、1年分の給与支払状況を確認しています。特に「給与明細書」、「年金証書」、「年金決定通知書」、「最新の年金振込通知書」等は各手続きの添付書類となりますので、被扶養者の方へ廃棄しないようお伝えください。

### ★ 認定日の遡りについて

取消は、事実発生日まで遡りますが、認定については、その要件を備えた日から30日を超えて申告した場合、「所属所受理年月日」での認定となり、遡ることができません。早めの手続きをお願いします。

### ★ 医療費について

取消日以降に医療機関等で被扶養者証を使用した場合は、共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。長い期間を遡っての取消になると、医療費の返還額が高額になることもありますので、認定要件を欠く事実が生じた場合は、速やかに取消の手続きをお願いします。

共済給付・年金グループ 短期担当 017-734-9913